

# 研究会会則

(2023年6月19日制定)

運動器作業療法研究会

Society of Musculoskeletal Occupational Therapy

## 1. 研究会定款

### 第1章 総則

#### [名称]

第1条 本会は「運動器作業療法研究会」と称する。

英文では、Society of Musculoskeletal Occupational Therapy とする。

#### [事務局]

第2条 本研究会の主たる事務局は宮崎県宮崎市におく。

#### [目的]

第3条 本研究会は、「運動器疾患全般に対する作業療法の実践の進歩  
発展とその臨床応用の普及に資するため、情報交換を通じて相互の向  
上を図るとともに国内外の関連機関とも連絡を密にして研究の促進を  
図り、その成果の応用を通じて人類の健康と福祉に貢献することを目  
的とする。」

#### [事業]

第4条 本研究会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 研修会(学術集会、基礎研修会、講習会、ワークショップなど)の開催
2. 研究会資料の公刊
3. 各研究班の設立
4. 国内外関連学会、地方会、研究会および諸団体との提携
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

#### [機関の設置]

第5条 当会は、理事会と監事を設置する。

### 第2章 会員

#### [会員資格]

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員: 本研究会の目的に賛同し第7条に定める入会手続を経て入会し

た個人

2. 学生会員: 学生で第7条に定める入会手続を経て入会した個人
3. 名誉会員: 本研究会の正会員として本研究会の発展に著しい功労のあった者で理事会の議を経て総会において承認された者
4. 賛助会員: 本研究会の目的に賛同し、本研究会の事業を援助するために第7条に定める入会手続を経て入会した団体または個人

#### [入会と会費]

第7条 本研究会に入会を希望するものは理事会で別で定めるところにより申し込みを行うものとする。

1. 正会員 : 参加費 0円
2. 学生会員: 参加費 0円
3. 理事 : 参加費 0円
4. 賛助会員: 参加費 0円 2023年6月19日時点では設けていない。

#### [会員の権利]

第8条 本研究会の目的に賛同したものは、各講習会開催時の連絡や研究指導を優先的に受けることができる。

#### [退会]

第9条 本人より退会の申し出のあった会員は退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。

#### [除名]

第10条 会員が次のいずれかに該当する時は、総会議決によって当該会員を除名することができる。

1. 定款の規則に違反したとき。
2. 当研究会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
3. そのほか除名をすべき正当な事由があるとき。

### 第3章 役員

## [役員]

第 11 条 本会に次の役員をおく。

1. 理事 10 名以内
2. 監事 1 名以上 2 名以内

理事のうち代表理事 1 名、副代表理事 2 名、常任理事 3 名とする。

## [選任]

第 12 条 役員は次の規定により選任される。

1. 代表理事は、理事の中から選出され、理事会の承認を得るものとする。
2. 副代表理事は、理事の中から選出され、理事会の承認を得るものとする。
3. 学術集会会長は理事の中から選出され、理事会の承認を得るものとする。
4. 代表理事は、役員に委嘱期間を明記した委嘱状を発行する。

## [任期]

第 13 条 役員の任期は原則次のとおりとする。但し、理事会での賛同が得られればこの限りではない。

1. 代表理事は 3 年とするが再選任を認める。
2. 他理事および監事は 3 年とするが再選任を認める。
3. 役員が辞任した場合または任期が満了した場合、定員を書く状況であれば新たに選任されたものが就任するまでは職務を行う権利義務を有する。

## [職務]

第 14 条 本会の役員の職務は次のとおりとする。

1. 代表理事は本会を代表し、本会の業務を統括する。
2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、当会の業務を掌握する。なお、理事代表が事故や病気などのため職務施行できない場合は代行する。
3. 常任理事は、代表理事及び副代表理事とともに当会の活動方針及び理事会で審議すべき事項の選定と整理を行う。
4. 理事は理事会を構成し、この会則に定められた事項を議決する。
5. 理事会は名誉会員の推薦と議決を行う。
6. 理事会は年度事業計画を策定する。

7.監事は当会の事業及び会計に関し次の業務を行う。

- (1)当会の会計を監査すること。
- (2)理事の業務遂行状況を監査すること
- (3)会計の状況または業務の遂行において、不正の事実を発見した場合は理事会及び総会に報告すること。
- (4)監査報告書を作成すること。
- (5)理事・使用人に対して事業の報告を求め、当会の業務や財産状況を調査すること。

#### [事務局]

第 15 条 事務担当理事は、本会の事務を円滑に処理するための経理、通信、会員名簿の管理を行う。

#### [役員報酬]

第 16 条 本会において役員に対する報酬はない

#### 第 4 章 会議

##### [学術集会]

第 17 条 学術集会は、学術集会担当理事が主宰する。(設置準備中)

##### [利益相反]

第 18 条 会員、非会員の別を問わず、学術集会で発表・講演する際、また役員活動を行う際は、本会が定める利益相反管理に関する規則等に従って利益相反状況を適切に申告する。

##### [総会]

第 19 条 総会は、年 1 回 3 月に開催し、理事の中から議長を選出し、以下に述べる事項ならびに理事会において議決された事項を会員に報告し承認を受けるものとする。なお、本研究会がボランティア団体のうち実施しない。

1. 事業報告ならびに事業計画
2. 会計報告
3. その他

#### [理事会]

第 20 条 理事会は、年 6 回の偶数月に定期的にオンラインミーティングで開催するほか、各理事が必要と認めた際には電子メールを用いた理事会を開催し会務の円滑な運営に当たる。

#### [理事会の議決]

第 21 条 理事会議決は、理事の半数以上の出席のもとに、出席者の過半数の賛成がなければ成立しない。

#### [委員会]

第 22 条 本会の業務を遂行するために必要な委員会を設置できる。委員会の設置は理事会を経て行う。

#### [予稿集]

第 23 条 本会は、年 1 回開催される学術集会予稿集の発行を行う（設置順中）

### 第 5 章 会計

#### [経費]

第 24 条 本会の経費は研修会参加費、その他で支弁する。

#### [会費]

第 25 条 本会会員の年会費は無料である。

#### [会計年度]

第 26 条 本会の会計年度は 8 月 1 日より、翌年の 7 月 30 日とする。

[会計監査]

第 27 条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、財務担当理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、理事会の承認を受けなければならない。収支決算は代表理事及び副代表理事の監査を受けた後、理事会の承認を受けるものとする。

第 6 章 会則の変更および細則

[会則の変更]

第 28 条 この会則は理事の 3 分の 2 以上が出席した理事会の議を経て、理事会の承認を得なければ変更することはできない。

[会則の実施]

第 29 条 この会則の実施に際し疑義を生じた場合、または会則以外に必要な事項が生じた場合は、理事会がこれを処理する。

[細則]

第 30 条 この会則施行についての細則は理事会の議決および総会の承認を得て別に定める。

(付記) この会則は令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

**2. 研究会組織**

<代表理事>

久木崎航 株式会社未来図 Labo  
医療法人幸仁会飯田病院 ハンドセラピー室  
鹿児島大学大学院保健学研究科

<副代表理事・認定資格構想担当・学術担当>

早崎涼太 札幌医科大学保健医療学部作業療法学科

<副代表理事・研修会担当>

笹川郁            メディカルベース新小岩 リハビリテーション科

<理事・事務兼財務担当>

藤井裕康            福山市民病院 リハビリテーション科

<理事・広報担当>

猿田真理絵        医療法人清和会奥州病院 リハビリテーション科

<監事>

大草直樹            健和会大手町病院 リハビリテーション部